

## 特別養護老人ホームの入所基準変更のお知らせ (指定介護老人福祉施設)

介護保険法の改正により、特別養護老人ホームは、在宅での生活が困難な要介護者を支える施設としての機能に重点化されます。これまでは要介護1～5の認定の方でしたが、平成27年4月1日以降に新たに特別養護老人ホームに入所できる方は、原則、要介護3以上の方か、もしくは、要介護1～2の方でやむを得ない事情として「特例入所の要件」に該当する方となります。

〈改正前〉 要介護1～要介護5の方

〈改正後〉 要介護3～要介護5の方

### もしくは要介護1・2で下記の特例入所の要件に該当する方

#### 【特例入所の要件】

- ア 認知症であることにより、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である。
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われる等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態である。
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が十分に認められないことにより、在宅生活が困難な状態である。

#### 【これから特別養護老人ホームへ申し込みをされる方へ】

特養に新たに入所する方については、原則として要介護3～5の方に限定されます。要介護1・2の方については、「やむを得ない事情による(上記のア～エの要件)」と認められる場合に限り、特例入所対象者として申し込みできます。なお、既に入所申込をしている要介護1・2の方については、入所申込書等から各施設が特例入所に該当するかを判断します。

#### 【留意事項】

① 平成27年3月31日までに入所された方⇒要介護度に関わらず、引き続き入所可能です。

② 平成27年4月1日以降に入所された方

要介護3以上の方 ⇒ 要介護1・2に改善した方で引き続き入所を希望される場合は、特例入所の要件に該当している必要があります。

要介護1・2の方 ⇒ 特例入所の要件に該当しなくなった方は、退所していただく場合があります。